

名古屋第一赤十字病院 地域歯科病診連携システム運営協議会規則

- 第1条 この規則は名古屋第一赤十字病院・地域歯科医師会病診連携システム実施要綱第3条に規定する運営協議会に関して必要な事項を定める。
- 第2条 名古屋第一赤十字病院歯科病診連携システム運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、病診連携システムの円滑な推進を図るため、名古屋第一赤十字病院・地域歯科医師会病診連携システム実施要綱の改廃、その他同システムの運営上の疑義、苦情等の調整及び発展的課題等を検討することを目標とする。
- 第3条 運営協議会は、登録歯科医の代表者並びに名古屋第一赤十字病院の代表（病院長を含む）委員それぞれの若干名をもって構成する。
- 2 運営協議には委員長1名、副委員長3名を置く。
 - 3 委員長は名古屋第一赤十字病院長とし、副委員長は委員のうちから登録医1名、名古屋第一赤十字病院2名とする。
- 第4条 運営協議会は、毎年1回定例会議を開催する。
- 2 委員長は必要に応じ、または、委員の3分の1以上の要請があるときは運営協議会を招集し、会議を主宰する。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代行する。
- 第5条 運営協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 2 運営協議会における決議事項は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、賛否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は防げない。
- 2 補欠のために就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第7条 運営協議会事務局は、名古屋第一赤十字病院内に置く。事務局要員は名古屋第一赤十字病院職員を充てる。
- 第8条 この規則の改廃については、本協議会において協議の上決定する。
- 付 則 本規則は、平成10年1月1日から実施する。